

大慈寺地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成28年7月26日(火)

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
大慈寺	1	空き地・空き家の活用について 所有者と連絡が取れない等により、使用見込みのない土地及び家屋については、土地の場合は町内会公民館の建設用地として、また家屋の場合は地元住民の拠所としての活用が可能になるような方策があるのか懇談したい。また、市の空き家等バンク制度の詳細について知りたい。	空き家の所有者確認については、平成26年度に「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」が施行されたことから、課税情報を基に調査できることとなりました。 このことから、使用見込みのない家屋の所有者については市で調査を行い、所有者に対し町内会が活用したい旨の意向を伝えることといたしますので、都市計画課まで御相談いただきたいと存じます。 なお、課税情報から得た所有者の情報は個人情報に該当するため、所有者の意思を確認したうえで、町内会に連絡先をお知らせすることといたします。 次に、市で実施している空き家等バンク制度についてですが、空き家及びその敷地を対象としている制度であり、空き地は対象としておりません。この制度は、市内の市街化区域内において、「売りたい」、「貸したい」などの活用を御検討されている空き家等の所有者等がバンク制度に登録をいただき、市のホームページ等で登録物件の情報提供を行うとともに、空き家等の利用希望者にもバンク制度に登録いただき、所有者等と利用希望者とのマッチングにより有効活用を図る制度となっております。また、利用希望登録いただいた方には、御希望により、登録物件の詳細な情報を提供しております。 なお、所有者等と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、仲介等の業者に依頼することを推奨しております。詳細につきましては都市計画課までお問合せをお願いいたします。	都市整備部 都市計画課

大慈寺地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成28年7月26日(火)

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
大慈寺	2	災害時の避難場所に備え付けられている防災資材について 災害が発生した際、当地区の指定避難場所である「大慈寺小学校」及び「河南中学校」には、どのような防災機器が整備されているのか。あるいは、どのような資材が備蓄されているのか承知したいとともに、町内が確保しておくべき最低限の防災資材等は何かについて懇談したい。	災害時に使用するための物品や資器材について、大慈寺小学校には、毛布 150枚、ポータブル発電機1基、灯光器2基を、また、河南中学校には、毛布 800枚、非常食(アルファ化米) 1,200食、仮設トイレ10基、ポータブル発電機1基、灯光器2基を備蓄しています。 物品や資器材については、各避難所や、市内のコミュニティ消防センターなどにも備蓄しており、災害発生時には、これらを運搬して対応するほか、市と災害時応援協定を締結している民間事業者から調達すること等により、必要な物品や資器材を確保することとしております。 町内が確保しておくべき防災資材等については、別紙の資料のとおりであります。また、「地域で備えておきたい防災資器材」と「各世帯で備えておきたい非常持ち出し品」を例示しております。 また、市では、自主防災組織への支援として、結成時に救助用器具等の防災資器材を交付しているほか、平成19年度からコミュニティ助成事業の助成金(いわゆる宝くじ助成)を活用して、市内30のコミュニティ地区の組織の結成状況を把握しながら、結成が進んでいる地区に対しまして、町内会等が共同で活用していただくための防災資器材を購入しております。 それぞれの町内会等の状況は異なりますことから、防災資器材の選定などについて、具体的な検討をされる際には、消防対策室に御相談いただきますようお願いいたします。	総務部 危機管理防災課

大慈寺地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成28年7月26日(火)

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
大慈寺	3	街灯のLED照明化の施策について 町内の街灯の電気料は全額市の負担になっており、以前、市は街灯灯具のLED化について、補助金による施策を進めたが、大部分の費用は町内会が負担する施策であった。本年、灯具のLED化を全市的に市の費用負担で行う施策を実施されることは、誠にありがたく期待しているところです。つきましては、そのスケジュールについて懇談したい。	リース契約による街路灯LED化促進事業のスケジュールについては、平成28年5月に4グループからの公募型の提案があり、6月1日に優先交渉権者を選定したところです。 現在、今年度実施します調査業務のスケジュールなどの協議を行っており、協議が整い次第、調査業務に係る契約を締結する予定としております。 さらに、調査結果に基づき、平成29年の4月から12月までの間に、街路灯にLED化交換工事を行い、平成30年の1月から10年間のリース契約を開始する予定としております。 なお、既設のLED灯の不具合の場合の交換については検討中であり、電力柱やNTT柱以外の多少腐食のある自立柱に設置している街路灯や大型灯具については、リース契約による街路灯LED化促進事業の調査結果を踏まえて、交換可能な灯具はLED化する予定です。 また調査の結果、交換不可能な灯具、腐食の著しい自立柱の交換及びLED灯具の新設は、現在の街路灯設置費補助制度を活用いただきながらLED化を進めてまいりたいと思います。	市民部 市民協働推進課